

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲24ないし甲30）

令和3年（2021年）7月20日

東京地方裁判所 民事第51部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野 泰 孝



同 加藤 由利子



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 24	回答書（別訴）	写し	R3.7.8	被告	別訴における原告が甲 19 の求釈明申立書により求釈明の申立てを行った事項に対する被告の回答内容 【備考】 本書証は、現時点において陳述はされていない。
甲 25 の 1	和光市のサイトにおける「行政改革」と題するページ	写し	R3.7.18 （プリントアウト日）	和光市	埼玉県和光市は、「行政改革」の一つとして「LINE との協働連携事業」を謳っていること 【備考】

号証	標 目	原 本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					本書証は、次のリンク先をプリントアウトしたものである。 http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/kihonseisaku/_5695.html
甲 25 の 2	和光市のサイトにおける「LINE との協働連携事業」と題するページ	写し	R3. 7. 18 (プリントアウト日)	和光市	和光市は、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けていること 【備考】 本書証は、次のリンク先をプリントアウトしたものである。 http://www.city.wako.lg.jp/home/shisei/kihonseisaku/_5695/_19647.html
甲 26 の 1	見積書兼注文書 (和光市)	原本	上欄の見積書部分につき R2. 9. 25 下欄の注文書部分につき R3. 4. 1	上欄の見積書部分につき原告 下欄の注文書部分につき和光市	和光市は「GovTech Express」を導入していること、及び、原告と和光市の間の当該サービスに係る契約内容
甲 26 の 2	貸借契約書 (和光市)	原本	R3. 4. 1	和光市 原告	同上 【備考】 本書証の原本には詳細な契約内容が綴じ込まれているが、立証事項との関係で提出する必要性がないと判断して含めていない。裁判所又は被告から提出の求めがあれば、提出する。
甲 27	調査票 (和光市)	写し	R3. 6. 3	和光市	和光市において、「GovTech Express」を導入しているものの本サービスを利用していないのは、本通知の存在が理由であることなど 【備考】

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
					本書証は、和光市から送付されたメールに添付された PDF データをプリントアウトしたものである。
甲 28 の 1	見積書兼注文書 (東郷町)	写し	R3. 4. 1	原告 東郷町	東郷町は「GovTech Express」を導入していること、及び、原告と東郷町の間の当該サービスに係る契約内容
甲 28 の 2	見積書兼注文書 (東郷町)	写し	R3. 4. 1	原告 東郷町	同上
甲 29	東郷町のサイトにおける「東郷町 LINE 公式アカウント」と題するページ	写し	R3. 7. 18 (プリントアウト日)	東郷町	東郷町は、LINE のトーク機能を用いた各種申請を受け付けていること 【備考】 本書証は、次のリンク先をプリントアウトしたものである。 http://www.town.aichi-togo.lg.jp/kikaku/joho/chousei/jouhouseisaku/line.html
甲 30	調査票 (東郷町)	写し	R3. 6. 25	東郷町	東郷町において、「GovTech Express」を導入しているものの本サービスを利用していないのは、本通知の存在が理由であることなど 【備考】 本書証は、東郷町から送付されたメールに添付された PDF データをプリントアウトしたものである。

以 上